

三月十五日	清明	四月十八日	娘々誕
四月二十八日	藥王誕	五月十三日	關公會
六月二十四日	中暑節(休息)	七月十五日	鬼節
八月二十七日	孔聖誕	九月九日	登高日(重陽節)
十月一日	上坟祭祖(墓地にて祖先を祭る)	十二月二十三日	祭灶(牛神)
十二月三十日	五更過年了		

四、俗 謠、俚 言

俗謠 唱秧歌(芝居歌の一種)は正月十五日間の毎晩戸毎に路灯(提灯掲げる)をかゝけて、家々休みなるため二週間休む由來は昔からの習慣範圍は一ヶ村／＼にて組織してある。

俚言 老人俚言には「早得兒子早得吉」、少年の俚言には「兒孫自有兒孫的福何用父母治馬牛」意義は子孫には子孫の自らの幸福があるからどうして父母が馬や牛を買ふ必要がない」由來之は家庭教育上訓練の意味なり、影響、子供女の悪い習慣(依頼心)を防ぐ爲と唱へらる。

五、冠 婚、葬 祭

冠婚 普通の婚姻は男子二十歳。女子は十七、八歳なり。

習慣は、送親(嫁に行くとき親類を送る)接親(親類を迎ふ)夫は嫁を娶りに行くこの三つは皆父母が主としてやり媒妁人が紹介する。費用は兩家の家經濟とよつて制限なきも金持の家は百圓位貧乏の家は三十圓位で済ます。

葬祭 習慣皆土埋(土葬)、木棺を準備し死體を棺に納め土に埋める。

吉林省伊通縣第二區達子營屯

調査時期 自康德二年三月二十五日 至四月八日

第二班

民政部	永富、明、劉、西、滿、男、于、鼎、州
土地局	林、俊、政
財政部	姜、文、淵、楊、洪、臣
文政部	松、洲、三、郎
伊通縣公署	宋、平、利、地、吉、成、泰、地
統計處	栗、本、興、申、西、蘭、張、劉、恒、德、縣、行、政

一 概 況 統 計 處 栗 本 豐 三九

二 生 業 伊通縣公署 木 下 壽 男 三九七

三 政 治 民 政 部 永 富 直 明 四一五

四 土 地 土 地 局 林 俊 政 四二九

五 勞 働 民 政 部 葛 西 滿 男 四三

六 租 稅 公 課 財 政 部 姜 文 濤 五九

一、概況

統計處 栗 本 豊

目次

- 一、位 置
 - (一) 行政區劃上の地位
 - (二) 地理上の地位
 - (三) 縣城よりの道路
- 二、地 勢
 - (一) 積 積
- 三、面 積
 - (一) 戸 口 數
 - (二) 戸 口 數
- 四、戸 口 數
 - (一) 人 口 數
- 五、部落の沿革
 - (一) 部落名の由來
 - (二) 部落の發生
 - (三) 政治的變革
 - (四) 匪害、水害
- 六、部落の構成
 - (一) 職業別構成
- 七、沿革的に觀たる特殊相
 - (一) 姓別構成に於ける那一族（鮮人世帯を除く）
 - (二) 土地の所有關係に於ける那一族の地位
 - (三) 那一族の家系圖
 - (四) 那一族の分割狀況
 - (五) 政治的支配者は代々那一族より推選さる
 - (六) 共同生活上に現はれたる沿革的特殊性
- 八、社會的に觀たる特殊相
 - (一) 勞力の過剩
 - (二) 民人と旗人との區別
 - (三) 部落來住者に付き觀る人口移動傾向
- 九、經濟的に觀たる特殊相
 - (一) 主要作物
 - (二) 耕作面積
 - (三) 小作慣行
 - (四) 金 融

一、位 置

(一) 行政區劃上の地位

吉林省伊通縣第二區達子營屯なるも保甲制度上は伊通縣伊丹鄉保達子營甲所管の達子營屯なり。伊通縣の中央部より稍東北部に位し第二區の西南端に當れり。

(二) 地理上の地位

縣城を距る北方十八里の地點に位し東、西尖山子の中間を北流する伊通河の流域低地と高臺との抵觸面に一團をなして展開する部落なり。

(三) 縣城よりの道路

縣城より本屯に通ずる道路としては二本の縣道(幅員三丈六尺約六間)あり。一は西尖山子の東方伊通流域低地―村民は之を河套と呼べり―を北走して本屯に達し、他は西尖山子の西側を迂廻して臺地上―部落民は西岑地と呼べり―を北走して本屯に達するものなり。二條の縣道は本屯の西北端に於て合流し北西走して馬鞍山、景山鎮等を経て二站(滿鐵線范家屯驛)に至る。

二、地 勢

以上の記述に依り略々窺知し得る如く百數十里下流なれども同じく伊通河の流域地帯たる新京附近の地勢に近似し伊通河流域低地と西方臺地とにより形成さる。此の臺地こそは「黑龍江、遼河の分水界の所謂黑遼分水嶺なる低丘山脈」の東南端にして達子營は此の臺地上の分水界線に脊接せるものなり。臺地上に東、西尖山、大孤山等が突兀として聳立せる姿態は一奇觀なり。

三、面 積

本屯の面積は甲長の説明によれば五三二・五晌と稱す。部落と部落との境界が不明なるに面積が明確なることは不合理なるも右は本屯居住者の耕作面積を合計せるものなり。甲長の説に依れば幸にして「本屯には部落外土地に對する出耕者及他屯居住者の入耕者皆無」と稱せるに

より斯の如き計算も可能なるなり。然し以上の計算に於ては宅地及宅地に伴ふ菜園及池等の加算なきを以て正確には本屯の面積は約五四五・〇晌位なるべし。

四、戸 口 數

(一) 戸 數 七九戸

内 旗 人	二〇戸
民 人	四五戸
鮮 人	一四戸

(二) 人 口 數

總 數	旗 人	民 人	鮮 人
男 三〇四	男 六二	男 二〇六	男 三六
女 二六二	女 六〇	女 一七五	女 二七
計 五六六	計 一二二	計 三八一	計 六三

女百とする男の數 一一六・〇

一戸當り人口 七・二

旗 戸 六・一

民 戸 八・五

鮮 人 戸 四・五

尙耕作期を前にして朝鮮人小作人が數戸移住し來る筈なりと。

五、部落の沿革

(一) 部落名の由來

達子營の名稱は當初よりの地名なるべく現在の部落民は以外の部落名を知らず。達子とは旗兵の意味にして達子營とは旗兵の營所の謂ひなり。

(二) 部落の發生

部落の發生は雍正六年と明答せり。部落名により發生的事情は略察し得る如く開拓者は純粹の滿洲人にして奉天省開原縣の廂黃旗より當地方の荒蕪地約二千响を莊園として封ぜられ、其の開墾を目的として雍正六年に移駐せしなり。現在の武裝移民に相似せり。之今日の那姓一族の先祖なり。勿論實際耕作は別に關内よりの移民を當てしもの如く、現住馬姓の二戸の如きは「有那有馬」と稱し那家の招墾に應じ開墾當初より引續き本屯に居住するものなり。那家所有の二千响地は其の後或は耕作者に分譲し或は賣却し或は分家により細分割され今日の如き所有狀態（部落構成表参照）を呈するに至れり。（後掲那族の家系圖及分家狀態事例参照）

(三) 政治的變革

當地方一帯は開墾當時に於ては伊通河と稱され、咸豐年間より伊通州と命名され民國に入り縣の設置さるるに及び初めて伊通縣と稱するに至れり。現在の伊通縣城は當初より政治上經濟上の中心地なりしと。

當時の伊通には二名の左領と一名の巡檢とが置かれ屬人行政を施せり。二名の左領は各正、鑲黃旗を統括し巡檢は民人を支配せり。左領の下には各戸——當時の戸とは同姓の一族全體を稱し二戸は平均三十家、人口約二百餘名にして地理的範圍は現在の甲に相當するものなり——に愛山達一名があり。愛山達の下には二名の法爾哈達を置き愛山達を輔佐せり。愛山達、法爾哈達の權限は同戸内に於ける政治、司法一切を支配せり。戸内より重罪人の出たる場合は之を左領に押送して其の處斷に俟ち、輕罪者は自戸内に於て愛山達適宜制裁又は訓誡せり。愛山達、法爾哈達は名譽職にして其の任命は同戸内の各家により選出し左領の許可を得て初めて效力を發するものとす。巡檢の下には各部落に郷約一名、派頭二名が配置され部落居住の漢人を支配せり。但し郷約、派頭に對しては司法裁判の權限無く有給なりしと。

此の制度は民國改元前迄繼續し、民國改元後初めて縣設置と共に旗人、民人共に縣長の治下に置くこととなれり。旗人は宣統六年前は納

税の義務無く宣統以後に至り民人の半額を負担することとなり、民國に入り初めて一般民人同様完全に納税の義務を負ふに至れり。隨て左領の政務執行上必要とする經費は總べて吉林の將軍衙門の支給を仰げり。

民國改元後舊制の廢止さるると共に保甲制度が之に代り制定せらる。當時の保甲制度は現在と大差なく只變るところは現在の保長が區長と稱され牌長に相當するものが十家長と稱されしのみ。區長、甲長十家長は共に公選にして區長八十元、甲長二十元の月俸を支給さる。甲長の擔當事務は現在と何等變ること無しと。

現在の保甲制度並に其の運用狀態は民政部調査員に依り詳細に報告ある筈なるを以て此處に於ては之を略し只上述の關係上甲長の所管事項のみを掲載し參考に供す。

甲長の所管事務は次の如し。

- 1 自衛團
- 2 甲内の治安
- 3 戸口調査
- 4 納稅督促
- 5 十家連坐
- 6 道路、橋梁の補修構築
- 7 金融（春耕貸款等の斡旋）
- 8 農民救済

(四) 匪害、水害

事變前迄は大した天災、兵亂なく大同元年度の匪害及康德元年度の水害は獨り本屯のみならず當地方一帯に亘り致命的打撃を與へ多數の饑餓線上彷徨者を醸成し四隣に比し比較的富裕なりと稱する本屯に於ても幾多の離村者失職者を生ぜる等の社會的變革を齎せり。

1 匪害

事變後匪賊猖獗を極め今尙第三區方面は匪賊の横行甚しく惨憺なる被害連日傳はるが如き状態なり。本屯は縣城より近距離に在る關係上割合に襲はれること尠し。最近の匪害としては大同元年八月十五日（陰曆）と大同二年後五月八日（陰曆）の兩回に亘り襲はれしのみ。然し其の匪害の程度及之が間接的に與へたる影響には看過し得ざるものあり。

(1) 大同元年度匪賊被害状況

甲長の説に依れば燒却家屋三間、草房二戸、虐殺されし者二名、拉致されしもの男六名、女二名之に要せし身代金一、三八〇圓、匪賊襲來に原因して驚死するに至りしもの三名、其他家畜、家具衣類及食糧等は二ヶ月近くの蟠踞により總て掠奪さる。匪賊は全隊双勝等頭目のみにても二十數名にして配下は二、三千人ならんと。

(2) 大同二年度匪害状況

匪首は紅菊と稱し手下十八人を率ひ夜中突如襲來し約二三時間掠奪を擅にし銃器、衣類等携帯に便なる目覺しきもののみ掠奪し九名の人質を拉して引き擧げたり。人質に要せし費用は現金二二〇圓、双鶴炮七箱なり。

2 康徳元年度水害状況

古老の語る所に據れば「自分の記憶の範圍に於ては昨年の水害は未曾有にして又部落民の困窮今日の如く甚しきは會て経験せざるところなり」と。此の一言を以てしても水害状況の一般は察するに餘りあり甲長に就き訊したる所に據れば甲内全體に於ては總面積一、二〇六・一一响中水害に依る收穫皆無面積は四三〇响約三分の一強を占め、部落内に於ては總面積約五〇〇响中收穫皆無面積は約二〇〇响、減收七割面積約二五〇响合計四五〇响が水害面積なりと。残る五〇响は洪水の影響を蒙らざりし水田面積なり。右收穫皆無地は所謂河套兒地にして七割減收地は荒地の土地なり。尙小作人倪鳳彩は荒地の減收は五割程度なるべしと稱せり。今や此の水害の爲に屯内各農家とも播種期を控へ缺種を訴へ居れり。之を要するに事變後當地方に於ける匪害、水害の集中的襲來はそれが世界經濟の一環として經濟恐慌の餘波に喘へぎつつありし常態的状態の上に齎らされたるが故に一層甚しきものあり。今や農村生活は破綻の危機を加速度に招來せんとするものの如く秋收時期に至る間の生活を如何に遣繰せんとするかが憂慮せらるると同時に往時伊通縣東北部一帯に亘る匪賊の猖獗も之が發生的動因として有力に作用せるにあらざやと

關聯的に想起せざるを得ざるなり。

部落の構成 (土地面積は畑地及水田のみとす)

世帯 番號	經營形態	人男	人女	計	所有地	貸付地	借入地	經營地	現金以外 年收	備考
1	地主兼自作	一〇	一一	二一人一五三・五响	七〇・五响			八三・〇响	一圓	昨年迄は所有耕地全部を貸付せり
2	地主兼小作	八	一〇	一八	八・一			四五・〇	四五	所有地は屯外
3	農業労働	五	六	一一					二〇	所有地は屯外
4	地主兼農業労働	三	四	七	屯外八・二	屯外八・二			六・九	所有地は屯外
5	地主兼小作	五	四	九	屯外二・五	屯外二・五			六・九	所有地は屯外
6	地主兼自作	四	六	一〇	二〇・一	一八・九			一一〇	
7	小作	六	四	一〇					二二〇	
8	地主兼小作	二	二	四	一五〇	一三〇			五〇〇	所有地屯外
9	農業労働者	四	二	六					三四	
10	地主兼小作	六	二	八	六三〇	七五〇	三八〇	二五〇	一八	借入地三八响の中二三响轉租 所有地は屯外 所有地は屯外
11	地主兼農業労働	二	二	四	三〇				七八・五	
12	炊事夫	三	三	六					一五六	
13	水田小作	三	二	五			一四・五	一四・五		
14	自衛團丁	一	三	四						
15	地田小作	一	二	三	三六〇	二五〇		三〇	二七〇	
16	地主兼小作	八	一	九					五	
17	地主兼甲長	一	二	三	二二〇	二〇〇			一四・〇	
18	小作	五	一	六					二〇	
19	小作	二	二	四					二〇	
20	農業労働者兼	一	三	四	二〇・六	二〇〇			一五	
21	地田主	一	一	二					六四	
22	炊事夫兼農業労働									

	79	78	77
農業労働者	二	五	二
計	二	二	二
三〇四	二六二	五六六	四五六・〇
三三〇・三	五一七・〇	六二〇・二	三〇
除草其他による収入	三〇	三〇	三〇

(二) 職業別構成

地	地	地	地	地	地
主	主	主	主	主	主
兼	兼	兼	兼	兼	兼
農	農	農	農	農	農
勞	勞	勞	勞	勞	勞
作	作	作	作	作	作
二	六	四	六	二	七
月					

小	水	農	雜	合
田	業	勞	業	計
小	者	者	者	者
作	作	作	作	作
一	一	一	一	一
月	四	九	八	七

(二) 所有面積並經營面積別構成

計	一〇〇响	一〇〇响	五〇响	三〇响	二〇响	一〇响	五〇响	三〇响	一〇响	〇
	以	未	未	未	未	未	未	未	未	〇
	上	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	滿	〇
七九	一	一	一	四	四	六	三	七	一	所有戶數 五一戶
七九	一	二	四	三	二	八	〇	八	一	經營戶數 三一戶

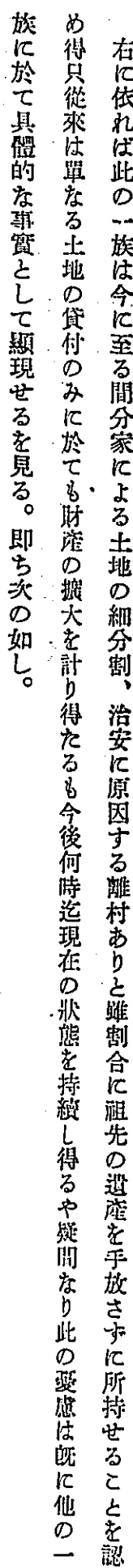
本屯が純粹の滿洲旗人により開拓されしことは既述の如くにして其の名殘としての特殊相亦割合に明確に觀取さる。

王	劉	張	那
七戶	八戶	二一戶	二〇戶
其他	段	馬	陳
二戶	二戶	二戶	三戶

部落內所在耕地

那一族の所有面積	部落内	部落外	其他の者の所有面積	部落内	部落外	合計
	二四七・九 ^响	二三六・〇		一〇〇	五九・〇	二五七・九
						二八五・〇
						五四二・九
						一六〇・二
						一六〇・二
						一三三・七
						二七・五 ^响
						一六〇・二

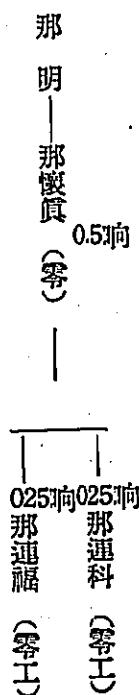
三八九



那家一族の分家事例二



那家一族の分家事例(三)



右は既に零落せるものにして父の代より零工として働き祖父の代は知らずと。

(五) 政治的支配者は代々那一族より推選さる

清朝時代に於ける瑛山達、法爾哈達が那家の一族より推されたることは當然なるも民國改元後の保甲制度に於ても甲長は那永慶が當り次に那良清が後任となり現在に及べるが如く本屯の沿革的特殊性は那一族が社會的經濟的支配者に在るを以て近き將來に於ては那家以外のものより部落の自治に關する統治者が選ばれるが如きことは豫想し得ざる狀態なり。

(六) 共同生活上に現はれたる沿革的特殊性

本屯に於ては部落の共同生活即ち那一族の共同生活と稱して可なるべく老爺廟土地廟の管理、共同使用井戸の管理者、神樹の祭祀等は總て那家一族の範圍に於て行はれ又は那一族のものが管理者となる等他地に於ては老爺廟、土地廟は部落民の共同所有に致し其の祭祀に要する費

用修繕に要する費用は共同に於て負擔するもの多きに比し本屯に於ては總べて那家一族の間に於て之を負擔せり。尤も那一族以外の部落民が燒香參拜するは自由なるを以て老爺廟及土地廟が部落民全體の信仰の對象たる點に於ては何等異なる所なし。

八、社會的に觀たる特殊相

(一) 勞力の過剩

勞力過剩の傾向は世界經濟恐慌の波及による四隣の同時的疲弊に依り年々濃度を加へつつありしも昨年の水害は一圓に亘る耕作放棄を現出し餘剩勞働力を加速度的に増加せり。特に本屯の如きは世帯數のみにても二十二戸の農業勞働者あり常態的に過剩なる如く思惟され何れも本年の就職絶望の旨を訴へり因に昨年度の勞賃收入は平均僅に五十圓内外にして勞力過剩の故に低賃銀に甘んずるの餘儀なきを看取せり。

(二) 民人と旗人との區別

民人と旗人との區別は今や日常生活の上に於ては殆ど區別し難く只祭祀用の掛錢兒に中央に滿洲字を刻める黃色のものをを用ふるの點に於て異なるのみなり然し旗人自體に於ては明に純粹旗人たるの自覺を有せり。

(三) 部落居住者に觀る人口の移動傾向

1 民人の渡滿年代

民人の渡滿年代は概して古く北支よりの出稼移民若は民國十五年後特に活潑を呈したる民族移動の潮流に乗じ來住せりと認められるものは皆無なり。次に部落民の口答する渡滿年代を民族別に觀るに

當代	旗人	民人	鮮人
一〇〇年未満	1	1戸(二十年前)	1戸
一〇〇年以上	1戸	1戸	1戸
不明	1戸	2戸	1戸
計	1戸	4戸	1戸

右に示す如く僅に二十年前に渡滿したるもの一戸あるのみにして他は悉く數代以前に移住せしものなり。

2 部落居住年數

康徳二年	旗人	民人	鮮人	計
康徳元年	1戸	1戸	1戸	3戸
大同二年	1	2	6	9
大同元年	1	7	1	9
五年前	1	1	1	3
一〇年前	1	5	5	11
當代	1	6	5	12
父の代より	1	1	1	3
計	1戸	4戸	1戸	6戸

右表と前表とを關聯的に視るとき匪害、水害其の他による生活困難を理由として部落より部落へ轉々と移動するものの相當の率に在ることを認め得。又右表に見る新來者はそれに代る前住者の他屯への移動の同時的なる説明なり。

九、經濟的に觀たる部落の特殊相

(一) 主要作物

甲長の口答によるものにして戸別調査表によらず

高粱	包米
150响	1响
250	5
100	2
50	90
5	

右に依れば大體本屯の主要作物は大豆、高粱、粟、水稻等なり。此の中大豆、水稻は商品としての生産にして高粱は自給販賣共にあり粟は殆

ど自給に供せらる。従て本屯の主食物は粟にして高粱を食するもの亦相當あり。

(二) 耕作面積

本屯の最大耕作面積は五〇响にして海城の一七天地に比し約三倍に相當す。總戸數を以て經營面積を除したる一戸當り耕作面積は約六・七响にして農業經營戸數を以て除したる一戸當り經營面積は一一・七响なり。何れも海城の一戸當り經營面積に比し三倍強に當る、水田一戸當り面積は約五・一响なり。

尙一戸當り平均小作面積は一九・三响(一般畑地のみ計算)なるに對し自作面積は平均四・二响なり。而も此の中には本年より二〇响地の自作を初めんと稱せる異例の加算あるを以て右を除外し計算するに平均一戸當り自作面積は僅に二・七响にして小作の約六分の一に當り却て小作農の生活状態が自作農に優れることを説明せり小作人(10)の如きは耕作地が西岑上に存在することにより昨年の水害を免かれ年末に當り他屯に於て耕地を購買せる程の餘裕を示せり。

(三) 小作慣行

1 小作の種類

小作の種類としては大體物納の定額小作と分益小作との二様にして物納の定額小作は一般に行はれ分益小作は水田耕作者と轉貸小作人との間に觀られるのみ。轉貸小作は滿人の間にも二三之を觀たり。

2 物納定額小作

(1) 契約締結 是毎年收穫後舊曆年末迄に締結する即ち一年一換にして繼續する場合は内容の變化を要せざる場合に限り契約書の書換へは行はずと。

(2) 契約書の有無 轉貸小作に於て口頭契約ある外他は凡べて文書を以てし文書は地主之を所持す。

(3) 保證人の有無 保證人あり。

(4) 附加物の有無 家屋、大農具等の附加物ある場合多し。

(5) 小作料 是大豆、高粱、粟の三種の均交とし一响地に付二石乃至二石七八斗内外なり。

(6) 小作料減免 昨年は水害により凶作なりしを以て殆ど小作料は各戸とも減免せり。

(7) 契約書式

立租契文約租人倪風契彩情因無地耕種今煩中人租到達子營屯中合堂窩堡壹處草正房壹間半東廂房參間西廂房參間門窗戶壁俱全東西棚子俱各在內元倉參個週圍木杖碾磨碾車漏斗俱全石轆四元軌地名轆壹元有冊熟地六段按應納租糧共計二十八石五斗紅糧谷豆參色均交不許拖欠如有拖欠有承保人一概全管並擔負完全責任恐口無憑立租契爲證

承 保 人

崔

憲

智

書 字 人

那

良

清

(8) 小作人の租稅負擔 田賦、畝捐は地主の負擔にして自衛團費は耕作面積に課せらるるを以て小作人の負擔なり。

3 分 益 小 作

鮮人の水田經營のみに就て觀られ收穫の四分を地主(轉貸小作者)に六分を小作人(實際耕作者)に分てり。契約は凡べて口頭なり、租稅諸負擔は一切轉貸者の負擔にして耕作者の負擔は皆無なり、昨年の收穫は一响地に付一五石なりしを以て地主收得六石耕作者收得九石なりしと。

(四) 金 融

1 戸別調査の結果に依れば大半は負債を有するも何れも親戚其他知己關係に依る信用貸借にして保證人及借用證書無きもの多し。特産商及當舖よりの融通は數年前に於ては之を觀たるも特産商、當舖自體が逼迫せるにより現在に於ては融資を受ける術なしと。

2 春耕貸款 甲長の説明に依れば昨年度春耕貸款は通知に接して縣公署に赴きたるときは既に遅く借り受け得ざりしも大同二年度の春耕貸款の融通を受けたり。

大同二年度借受者次の如し。

催	那	那	那	那
	耀	良	斌	斌
倫	宸	清	清	宸
地主兼小作	地主	地主	地主	地主
六〇	六〇	六〇	九九	一六二圓
二〇	二〇	二〇	三三	五四
				抵押額
				借受額

目次

二、生業

伊通縣公署 木下壽男

二、生業

目次

I
農
業

一、氣候並びに各種被害狀況

二、農業生產手段

1. 土地及地價
2. 土地賣買慣行
3. 畜產概況
4. 農具

三、耕種概況

1. 主要作物名
2. 主要作物の耕種法
3. 耕作法
4. 水田耕種法

四、經 營

1. 普通農家一戸當經營面積
 2. 自作小作に必要な經營面積
 3. 經營法の規模型態變化
- 五、農產物販賣事情
1. 糧棧の買付及農民の搬出
 2. 相場と農民との關係
 3. 農產物交易狀況

Ⅱ 畜産

一、主要家畜の飼養管理及勞働能力

二、家畜の價格

三、家畜の賣買

四、品種の改良並びに有望さるべき家畜

五、牧野面積

六、獸疫

Ⅲ
林
業

- | | | | | |
|------|------|---------|--------|--------|
| 一、樹種 | 二、面積 | 三、用途及販路 | 四、伐採狀況 | 五、租稅公課 |
|------|------|---------|--------|--------|

IV 農産以外の生業

一、商 業

二、工業

- 小作慣行
- 一、小作の種類
 - 二、契約の有無及期限

- 六、穀物の値段
- 七、農産物運搬
運搬用具、道路里數、工錢、
- 八、購入事情
- 九、農家の副業
 - 1. 現存する副業
 - 2. 衰退したる副業
 - 3. 興隆しつつある副業
- 三、契約書式
- 四、土地改良開墾附加増築等に関する地主
小作の關係
- 五、小作料
- 六、小作人にかかる負擔
- 七、小作料不納處分
- 八、小作料騰落の趨勢
- 九、現在小作の適否、改善方法

一、農業

イ、季節 一、氣候及被害狀況

南滿の北方に位し滿洲の所謂大陸性氣候に支配されること少からざるも概して北滿の氣候に比し稍順調なる過程を踏たり。

當達子營の降霜降雪狀況を示せば次の如し。

初霜	七月末(陰曆)
終霜	十月中旬(〃)
初雪	〃(〃)
終霜	二月十五日(〃)
地下凍結	十月中旬—三月十五日
地下凍結深度	六尺
自動車の河川氷上通過	自十一月—至二月末
降雨期(最大)	六月、七月、八月

水害狀況

康德元年度の水害は約三分之二の被害面積を生じ四十五响耕作者の約三〇响は全滅したり。

大水害十年一回 小水害(被害三分之一)二—三年一回の割合なり。

ロ、風向

一般に溫暖なる時は西寄りの南風多く寒冷なる頃は北寄りの西風多し。

春	西南風	西北風	強
夏	西南風		稍強
秋	西北風	北風	稍強
冬	北風		弱

ハ、病害及虫害狀況

一般に黒穂病の被害多く虫害としては農民には「神蟲」なる名目にて稱呼されたる虫による被害あり、多き年は十分の七に及ぶことあり
高粱、粟を侵し大豆には被害無し。

二、農業生産手段

生産手段の第一義に解される土地の問題の沿革的解明は別として自然的より見て土地は一般に肥料の供給たるや原始的にて何等の改良を加へず、開墾當時の現狀を維持するか、さもなければ地味掠奪の一途を辿りつゝあり。毎年生産を目的にそれに必要度の土糞類を供給するに過ぎず。

地價は時代の變遷と共に變化し、又交通上、地味豐沃如何により左右されるもの多し。

第二義的に家畜の現狀を見るに當達子營にては家畜所有者(馬騾驢牛等)は七九戸中約二十戸位にして其の數も少なく外は家畜を有せざる戸のみなり。

此の家畜の現狀と相俟ちて農具も小農具多く、隨て耕作法も大農式ならず。

1. 地 價			
年 代	上 則	中 則	下 則
現 在	三〇〇—二〇〇 圓	一五〇 圓	一〇〇 圓
民國初年	一〇〇〇 圓		
民國十五年	六〇〇—五〇〇 圓	四〇〇—三〇〇 圓	二〇〇 圓
事 變 前			

上則は交通便土地良好

2. 土地 賣 買 慣 行

民間には現金所有者少なく土地賣買は行はれること少なし。土地賣買の證據としては中見人により土地評價をなし、立字人は契約書を作成、賣却者は宗族に至り、宗族人は立賣契人某と署名捺印し、然る後家長は家族に證明し、且つ署名捺印せしむ。其の外土地の所有地隣人（隣右人、隣左人）の名前を書き署名捺印す。かゝる契約書を購買者にて保管す。

土地賣買に關し契稅を必要とし、契稅を納付し登記したる事となる。開墾による土地は總て民國六年間、吉林省財政廳の自報升科に報告し地票の發給を受けた。

3. 畜 産 概 況

畜力農業でも牛を使用する事無く主として耕種用馬車用、馬騾が用ひられ、騾は運搬用其他、穀物調製用として使用されてゐる。

而も全戸數に對し其の頭數たるや少なく、馬騾驢合計約六〇頭内外に過ぎず。一戸當一頭に當らずかゝる家畜の所有者は多く地主兼小作自作兼小作者に多し。頭數を示せば次の如し。

4. 農 具	馬		騾		驢	
	成 仔 計	三 二 七 三 九	成 仔 計	二 七 〇 二 七	成 仔 計	一 三 三 一 六

猪は調査不充分にして記載せざるも比較的多く、年末に屠宰されるもの少からず。

遼子營は其の地勢上、大農式農具を使用すべき段梯に至らず主として畜力用の農具多し。

農具の用途別使用年限價格等を示せば次の如し。

農具名稱	價 值	使用年限	用 途	備 考
犁	一二〇〇	五 年	種地及鋤地用	春季
耢	九〇〇	五 年	種地用	"
石 磙	五〇〇	二〇	種地完了地用	"
木 磙	三〇〇	三 年	"	"
鐵 磙	〇五〇	一 年	刨食子用	"
鐵 爬	〇五〇	一 年	樓地用	"
木 爬	〇三〇	一 年	樓食子用	"
鋤 頭	一〇〇	一 年	鑿草用	夏季
鋤 頭	〇五〇	一 年	割地收穫用	秋季
石 刀	五〇〇	二〇	打場收穫用	"
木 揪	〇五〇	一 年	打場收穫用	"
竹 帶	〇七〇	三 年	掃場收穫用	"
鐵 鋤	二〇〇	二 年	刨肥料用	冬季
鐵 鋤	〇八〇	二 年	"	"
磨 車	一二〇〇	五〇	碾米用	"
大 磨	三〇〇〇	五〇	碾米用	"
簸 箕	一五〇	一 年	運搬用	"
篩 袋	〇六〇	一 年	盛糧用	"
布 袋	一〇〇	一 年	盛糧用	"
麻 袋	〇七〇	二 年	盛糧用	"

三、耕 種 概 要

1. 主 要 作 物 名

大豆、高粱、粟、糜子、小豆、稗、綠豆、梗子等

2. 主要作物の耕種法

イ、大豆

先づ犁丈にて耕耘し石頭轆子にて地ならしを爲し肥料（一响當馬糞牛糞大車二〇台）を入れる。三月末に播種（一响地二・五斗）し五月六月に亘り三回に亘り除草し除草後は直ちに中耕を行ふも培土はせず。八月十五日に收穫後直ちに運搬石碓子にて調製し倉庫に納む。

（一响當）		使用農具	人力	畜力	備考
耕種法	整地	犁丈、鋤頭、鋤頭、車、鐵鉞	六人	馬三	
施肥	播種	犁丈、石頭轆子、鋤頭、鋤頭、木頭轆子	三人	馬三	
除草	中耕	鋤頭	一〇人	馬三	（三回）
收穫運搬	調製	犁丈、大車、鐵刀、叉子、石頭轆子、叉子、口袋、竹、木枕、簸箕	五人	馬三	（三回）
			三人	馬四	

ロ、高粱、粟

耕種法 高粱、粟共に整地施肥に關し大豆の場合と大差無し。播種期を異にし高粱三月中旬粟四月上旬とす、除草中耕は大豆に比し回数多く終始四回、中耕は除草直後に行ひ五月二回、六月二回とす。收穫は八月十五日、調製後倉庫に入る。

（一响當）		使用農具	人力	畜力	備考
耕種法	整地	農具は殆んど大豆の場合と同じ	二人	馬二	
施肥			三人	馬三	

播種	三人	馬二	（四回）
除草	二人	馬八	（〃）
中耕	四・五	馬三	
收穫運搬	六		
調製			

3. 耕作法

達子營に於ける耕作法としては通常輪作法を實施し第一年豆子第二年高粱第三年谷子第四年は再び豆子の作付をなす。連作により地力減耗の嫌なきにしもあらずと雖も達子營は自然的の障害（水害）による土地肥沃度の清耗が考えられること比較的多し。

4. 水田の耕種法（一响につき）

耕作区分	使用農具名	延人数	延畜数	期日	備考
耕地	洋犁、備中鐵、鉄スコップ、カレ（スコップの大きなもの）	二	三	四月二十日より四月三十日迄	使用者としては主として馬を用ひ一日賃金一元内外にして人夫賃は一日平均五角なり
水引	中鐵、レーキ、鉄スコップ、カレ、備	五	ナシ	五月十四日迄	
整地		六	〃	五月十五日迄	
播種		一	〃	五月二十日迄	
除草	鐵、金鐵、木三	一五	〃	六月十一日より七月二十日迄	上期目内に除草を十日おきに三回行ふものとす
退水	スコップ、クワ	一	〃	八月二十三日	
收穫	鎌	一五	三	九月十五日より九月三十日迄	一响につき稻皮糠四四二〇斤にして糠は四〇〇斤となる
脱穀調製	稻穀機、運搬、ホーク、扇、風機	一五	ナシ		

四、經營
1. 普通農家一戸當經營面積

本屯の耕地面積は統計上總計六〇九・五晌にして本屯の總戸數七九戸なる故毎戸七・七晌となる。以上は朝鮮人經營の水田耕作をも算入せる結果にして水田は通常毎戸平均五晌なるを普通とす。故に事實上滿人の一戸當の經營面積は増加し、八晌以上となる而れども耕作以外の地主農業労働者雜業者合計二十五戸を數ふる爲自作小作者の一戸當耕作面積は十一晌三畝となる。

2. 自作小作に必要な經營面積

小作者一戸當經營面積は事實上十一晌三畝なれども一般に經濟は逼迫し、中府農家の理想的の經營面積は構成家族の員數にも支配されるも、一戸當二〇晌以上なるを至當とす、農民の言によれば一〇晌—二〇晌は下流社會の經營者に屬し一〇晌以下にては此れを主業としてのみは生活困難なりと。

例、十人家族にて生活しうる所要經營面積其の他の條件

耕作面積二〇晌

農業を営み得るもの 三—四人

家畜(馬、牛、騾何れによらず) 四頭

3. 經營法の規模型態變化

未だ高級的な農業智識の發達せざる本屯に於ては作物の變遷物價變動並びに品種の改良等による自然的及人工的作物増減による經營法の變化は認められず。一部種子消毒及改良大豆の普及漸く盛なるに及び、消毒作物の大豆、高粱、粟栽培の確立性を帯びたる傾向あり又自然的條件として水害に見舞はれること多き結果低地を利用し事變後鮮人の水田耕作を行ふもの順みに増加せし模様なり。而も小面積にて滿洲人經營の畑作に優る水田収入を納めてゐる有様なり。殊に其の經營法は轉租の型式によるもの多く、水田の収入も小作料多額なるため其の大部分は中間地主たる轉賃者の懷中に納まるもの多し。従つて小作の利益も少なく又地主の受くる利益も普通の畑作同様にして其の恩點を受ける事少なし、故に將來本屯も肥料改良を計り土地の價值を高め努めて集約的經營法に轉化すると共に水田經營の如き中間地主の存在を排除し農民の福利増進せしむる必要ありと認む。

五、農産物販賣事情

1. 糧棧の買付及農民の搬出

該地方の糧穀にて外部に移出されるものは主として大豆にして、他の粟、高粱は自給自足的に生産されるに過ぎず、然れども水田經營者にありては水稻の搬出されるもの少からず糧棧の買付に當りて糧棧より直接關係者出頭せず、通常仲買人の手を経るを常とし、一斗につき一錢口錢を取る。又は農民直接市場に搬出市場買入價格にて賣却する方法もあり。取引は通常信用無きものは現金なれども信用あれば先物取引にて而も無利息にて行はれることあり。搬出の時期は毎年十一月より一月に亘り三月間を利用し、大車にて運搬す。朝鮮人は共同により貨物自動車を利用する事あり。尙該屯は康徳元年度の水害の後を受け、糧穀の不足を告げ之が補填に際し、其の供給を屯外に仰ぐこと多かりしも糧棧より供給されたる事少なし。但し糧棧の保有糧少なきに基因す。

2. 相場と農民との關係

農民より搬出の大多數の糧石は市場にて糧棧との間に取引行はれるが、現在では總て現物取引にて事變前行はれたるが如き現錢期豆の制はなし。

其の市場相場は通常公主嶺の公定價格に基準を置き買付の場合の價格は糧棧の見積りにより幾分低額に評價されるを常とす。多數糧棧集まりて現物を評價する所謂競買の制度を取る。殊に仲買人の手數がかゝれば尙更農民は不利の立場に陥る、此の買付の場合は税捐局にて糧石税を徴収するもこれは買主の負擔となり、直接農民の負擔とはならず。

3. 農産物交易狀況

農産物の賣買は伊通縣城内に搬出され糧市にて行はれ未だ取引所の如き高級機關によらず糧棧に買取られ、初めて輸出向きの商品として取扱はれ、該屯の如きにては只屯と屯との關係の如き自由交易行はれ、糧石の賣却費を以て生活の必需品に交換される。極く原始的なる物々交換の如きは各個人間には行はれてゐる模様なり。

六、穀物の値段

主要農産物の價格の年度別の變遷次の如し。民國年間より事變前途好調的の價格を示せしが事變直後急轉直下の上落を示し、又現在に至り事變前よりも價格の向上せるは時代變遷による効果もあれど、殊に高粱、谷子の暴騰は水害による糧石の不足に基因するものの如し。

穀物別	單位	民國初年の値段	事變前の値段	事變直後の値段	現在の値段	備考
大豆	一斗	二六吊	一・〇一・七	〇・九〇・八	一・六〇	
高粱	〃	三三	一	〇・三〇	一・四〇	
谷子	〃	三〇	一元	〇・六〇	一・四〇	
糜子	〃	六〇	二元	一・四〇	三・〇〇	
小豆	〃	六〇	一・三〇	〇・九〇	二・〇〇	
梗子	〃	四五	二・五〇	一・八〇	三・八〇	
水稻	〃	ナシ	一	一	一・六〇	籾のまま一斗は四升位になる
稗子	〃	〃	〇・七〇	〇・六〇	〇・八〇	

七、農産物運搬

該屯では満人の運搬は大車、朝鮮人水稻運搬は自動車を利用す。

運搬用具	搬出先	糧種	道路里程	積載量	工 錢	備 考
大 車	伊通縣城	大豆	二・五里	五石	一・五〇錢 (一斗三錢)	
自動車	公主嶺	水稻	一三里	二一三石	約三十元	

八、購 入 事 情

該屯は未だ商工業の發達を見ず、主として原料品たる大豆の出荷と共に購入品は日用品を主とし、布、白麵、鹽、棉花、農具等の既成品の供給を仰ぐ。

購入先は公主嶺、伊通より移入し代金支拂は現金による。其の他購入事情としては相互取引により、他屯の副業品を買ひ又當屯よりの副業品を出す事も考えらるゝも極く少量に過ぎず。

九、農 家 の 副 業

事變前に於ては相當に複雑なる副業存在したるも機械工業の余波を受けて漸次其の種類にも變化あり、機械應用の不能なる而も簡單なる手

工業による副業並びに人力利用自然力利用の副業にと代りつゝあり。

1. 現存する副業

草帽子、箒、豆腐造り、蔗子、豚の飼育、喇叭吹き、跳大神
かゝる副業は主として小作及農業労働者間に行はるゝ副業なり。

2. 衰退したる副業

事變前に於ては織布、紡線(糸)等の高級的の副業も行はれたるも時代の趨勢に伴ひ機械工業に壓倒され衰退の途を辿れり。

3. 興隆しつゝある副業

緬羊飼養、猪の飼養、蔗子、草帽子等尚ほ喇叭吹き、豆腐製造の如きは舊習により尚ほ存続するものと見らる。

二、畜 産

一、主要家畜の飼養管理及勞働能力

家畜別	飼料別	飼養量	單 價	計一ヶ年總數	金 額	備 考
馬	谷 草	一〇斤	一〇〇錢	三六〇〇斤	二二・〇〇	
	高 粱	一斗	一・四〇	二石五斗	三五・〇〇	
	大 豆	一斗	一・六〇	五斗	八・〇〇	
	計				六四・〇〇	
牛 騾	谷 子	一五斤	一〇〇錢	五四〇〇斤	三三・四〇	馬より少し安價
	豆 粕	一斗	一・六〇	二石	三三・〇〇	

計 六四・四〇

以上の如く一年間の飼養費牛馬六四圓内外騾五五圓見當なるも其の中谷草は自家用なる事其他馬騾共役用に供せらる故に其の飼養費は相當に輕減さる。家畜の能力を示せば次の如し。

馬一日平均大車用	一五錢の割合	九・〇〇圓
農耕用	約二ヶ月	九・〇〇圓
貸切(忙時)	約二日間	一五・〇〇圓

右の如く大車用農耕用も勞力に於て約三〇—三五圓位の節約をなすことが出来る。

牛、一日平均	大車用	一〇錢	二ヶ月	六・〇〇圓
耕作用	一五錢	〃		九・〇〇圓

當達子營にて牛の飼養殆んど無く牛は貸切に使用されること判明せず。右の條件により少なくとも一〇—二〇圓見當の節約をなす。

飼料別	單價	一ヶ年總量	今年金額	去年金額	備考
高粱	一斗	一・四〇	三石	四二・〇〇圓	九・〇〇圓
稗子	一斗	〇・八〇	三石	二四・〇〇	四・五〇
計			六六・〇〇	一三・五〇	

右の通りなれば豚の飼養は當年は飼料費高く從つて大豆高粱の如き穀物は極少(約五斗)に與へ主として稗子(約一・五石)其の他殘飯の類を與えつゝあり。從つて其の成畜は幾分品質劣れども豚の價格は例年より高價に評價さる、例年ならば穀價は四分之一に減じ一三圓の飼料費にて一頭一五—一八圓の豚となる。

豚は生後一ヶ年間經過の後初めて高粱稗子を與えて肥育を計る、一〇〇斤物の豚に約一〇〇日間右飼料を與えて二〇〇斤物價格一八・二圓の

ものになるを常とす。

二、家畜の價格

家畜の價格は事變を境界に急激の降下を示し、約二分の一の價格となれり。而も水害の爲穀價騰貴し飼養費の向上と共に家畜飼養業は現在の所一頓挫を來せる感あり、左に年度別に見たる家畜の價格を示せば次の如し。

種類	年 齡	現在價格	民國十七年(事變前)	事變直後
馬	五—七才	八・〇〇圓	一五・〇〇圓	六・〇〇圓
牛	五—六	六・〇〇圓	一〇・〇〇圓	四・〇〇圓
騾	五—六	一〇・〇〇圓	二〇・〇〇圓	六・〇〇圓
驢	五—六	三・〇〇圓	四・〇〇圓	二・〇〇圓
羊	二—三	一五・〇〇	一五・〇〇	一
豚	大二〇〇斤	一五・二五	三〇・三五	一〇・一五
	普一四〇斤	七・一〇	二二・一五	五・一八

當地なく運搬されて來り市場價格と同じ

豚は二〇〇斤物よりは約一五〇斤の肉、一四〇斤物より一〇〇斤の肉を得るものと推定す、現在一頭の價格は大豚にありては一斤二〇錢、小一斤七錢見當なり。事變前には大豚肉一斤二五錢小豚肉一斤一二錢の高價なり。

三、家畜の賣買

家畜は屯内の生産少なきため必然的に外部よりの購入多く、屯外は縣城より購入す。而し生産あれば個人的に賣買する事あり。家畜購入の際は次の如き税捐を納む。馬、騾、驢、一〇〇圓につき 五圓税捐局

猪は無し但し屠殺の場合に猪三匹につき一圓三〇錢自家用の場合自分にて屠殺檢視を受けたる場合屠宰場分場の領收書引換に一圓三〇錢納付す。

四、品種改良並びに有望視さるべき家畜

該屯は水害の後を受けて飼養費の暴騰により豚の飼育は一頓挫を來せるも、例年通りに穀價が下れば豚の飼育は至極有利にして改良種バ

クシヤの種牡畜（一五〇斤物約三〇頭）を入れ在來種の改良を行えば相當有望なり。又當屯には牧野の存在するところから綿羊の飼育も望ましく現在伊通縣城には在來種の綿羊もあり、かゝるものを該屯に入れメリノ種により改良綿羊の件をも考えらるゝ事と推察さる。次に牧野面積は次項に譲る。

五、牧 野 面 積

該屯の東方には約五〇响の牧草地あり那家の共有地にして草生は幾分濕地なるが故に水草多きも羊の飼育には支障を來さざる模様なり、綿羊の飼養は放牧によるを可とし採草の手数を省くことが出来る。

六、獸 疫

家畜の疫病により災害を被る事多く、馬は鼻阻（肺病）猪は虎列拉に侵され頓死する事多し。

三、林 業

該屯は林業地と云ふよりも寧ろ農耕地と稱すべき地方にして人工的による造林地植林地の如きものなく、只自然林の幾何かの存在あるのみ、而も疎林にして將來密林として撫育される見込みが少なく、軍隊の討匪の際大部分の小木は焼却し只大木のみが残れる現状にあり。

此の林地は那家一族の共有（那忠臣、三家共有、那佐臣、那斌郷）にして那家にては造林の希望を有するものの如し。

一、樹 種

白楊樹、青幹柳、樺樹、段樹の順序に多く將來植林有望と考えらるゝものは青幹柳及白楊樹とす。

二、面 積

六〇响土地は那忠臣、那佐臣の所有なるも林木は那斌郷の管理に歸す。

三、伐 採 狀 況

該屯大木の中十八年物を古木となしかゝる材木は那家一族三家の中那斌郷の管理する所にして採木植林に當りては許可を必要とす。

四、用 途、販 路

木材の用途としては木炭製造及副業的の柳細工等の使途あり主として伊通縣城に其の販路を仰ぐ將來は該地に多く植林經營をなし木炭の産を計らんとせり。

五、賦 課

林地にかゝる租税は林地一响につき五〇圓位にして右林地六〇响の租税は畑二一响の租税と同一なり。

四、農産以外の生業

該屯は純粹たる農業地にして商工業者なく商業起るとしても零賣的のものなるべく又工業も副業的の手工業の如きものが有望視さるゝ程度のものなり。

五、小 作 慣 行

該屯の小作慣行に關し國務院統計處第一調査班概況篇の報告済なるを以て省略的に起述す。

一、小 作 の 種 類

該屯の小作の種類としては現物納入の定額小作に分益小作とあり、滿人間には前者多く物納の種類は三大農作物を以てし押租銀を必要とする又保證人は有力者を以て之に充つ、分益小作は鮮人の水田經營に見られ中間地主（轉貸者）存在し利益の分配は未だ妥當なるものと云えず。

二、契約の有無、期限

滿人間にありては通常保證人を立てたる文書による契約書を作成し期限は一年を以て更新するを常とす。而して大なる障害無きかぎり小作契約の解除及耕作停止を決行する事無し。

三、契 約 書 式

滿人同志の契約は概況篇に記載済なる故省略す。故に轉貸者對滿人地主間の契約書は次の如し。
立租契文約人金英哉因無地耕種央煩中人等說允租到那景芳名下稻田地按二八八行弓計地三十三响座落達子營草正房五間門窗戶壁俱全當衆言明每响按年納租糧二石四斗紅糧谷子元豆三色均交按市行作價上打租一租二十年爲滿年限之內不准增租漲糧倘有托欠租糧等情弊有中人擔負完全責任恐口無憑立租契爲證

大滿洲國大同三年二月十日（舊曆十二月廿七日）

租契文約人金英哉因無地耕種央煩中人說允租到那景芳名下稻田二八八行弓計地十二响在達子營屯東當衆言明每响按年納租糧二石四斗紅糧穀豆三色均交按市行作價上打租一租二十年爲滿年限之內不准增租漲糧等情弊有中人擔負完全責任恐口無憑立租契爲證

承保人	陳洋根	地主	那景芳十外名
郭瑞			
中見人	郭風陽	代字人	郎瑋彦
劉顯庭		甲長	那良卿
中保人	陳洋根	中見人	郭風陽
郭瑞		關松橋	

大滿洲國康德元年三月十三日

四、土地改良開墾附加增築物等に關する地主對小作の關係 地主は小作者により改良されたる土地價格の増加及生産の増加開墾による利益附加物による土地向上に對して小作料を釣上げる傾向あり、地主は土地の高上あるにも拘らず小作料の釣上をなす。故に自然小作者は生産の増加を計る事を中止し肥料を與ふる事少なく幾分地味掠奪の形式をとる様になり土地改良はおろか地味は一般に減退する一方なり。かゝる事情におかれたる地主對小作の關係の妥當なる調停をはかるは土地改良上より考えられる急務なり。

五、小作料

大豆、高粱、粟の中一响につき二石八斗内外

分益小作の場合は收穫の四分を地主（轉貸小作）に六分を小作（耕作者）に分配するも轉貸小作者對地主の小作料比率は滿人同志の小作料と同じく大豆、高粱、粟に換算し小作料も殆んど同一なり。故に水田による大なる利益あるに拘らず滿人地主は受ける利益は一樣なり。

六、小作人にかゝる負擔

小作人に課せらるべき負擔の主たるものは前記小作料の外に租稅保甲費等種々あれども總て役所の命により直接甲長之が任にあたるか直接縣よりの派遣員により徴收さるゝを常とす。地租は地主已に行使さる小作人負擔を列記すれば次の如し。

種別	徵收機關	備考
小作料	地主	
保甲費	甲事務所	一响につき
糧穀稅	稅捐局	縣內賣買は無稅縣外は一石につき二〇錢
屠殺稅	縣公署	豚一頭につき一圓三〇錢内手数料一回を含む
家畜稅	稅捐局	賣買額六分の税金
契稅	縣公署	土地賣買時納付
軍警招待費	甲事務所	

七、小作料不納處分

通常滿人間に行はれる。契約の小作料不納處分に關しては定額小作料の水害其の他の天災による收穫減收の場合に於ける不納に關しては減免の方法によるか又は延期の方法を取る。而も現物納付故に翌年納付に關しても左程の繁雜なる問題も惹起せず。
然れども鮮人對滿人の小作契約は時價計算の現金納付にして問題惹起の機會多く或支障の爲納付出來兼ねる場合翌年納付せんとするも時價不定なる爲め必ず兩方に有不利を生じ滿鮮人間相互に爭議を起し易し、故に鮮人と滿人間には小作料不納に際し事々に紛争の種となる。

八、小作料騰落の趨勢